

平成26年2月3日

尾道市長 平谷 祐宏 様

尾道市庁舎整備検討委員会

会長 川 田 一 義 

尾道市庁舎の整備方針について（意見書）

尾道市庁舎の整備方針に関する尾道市庁舎整備検討委員会としての見解を意見書として取りまとめました。今後貴市が計画を進めるに当たっては、意見書の内容にご留意いただき、永く市民から愛される庁舎となることを祈念します。

記

1 尾道市庁舎の整備方針

- (1) 尾道市庁舎は耐震性能が低く、大地震により倒壊又は崩壊の危険性が高いことから、防災拠点にふさわしい耐震性能を早急に確保するため、庁舎整備が急がれる。その中で、現庁舎の本館棟は建築から53年が経過しており、また、増築棟は耐震強度が著しく低いことから、耐震改修を行っても長期にわたる使用は困難であると見込まれるため、現庁舎を解体し、早期に新庁舎を建設することが適当である。
- (2) 新庁舎は、次の理由から、尾道市公会堂を解体した跡地に建設することが適当である。
 - ア 現在地が尾道市の地理的な中心であるとともに、本庁舎が現在地にあることを前提としてまちづくりを行ってきたこと。
 - イ 他の場所へ移転をする場合は、用地の選定、取得等に相当の時間を要することが見込まれ、合併特例債を活用するための時間的制約を考慮する必要があること。
 - ウ 尾道市公会堂は、建築から50年が経過しており、今後長期間の使用は困難であると見込まれることに加え、他のホールで代替できない大規模な利用が少ないこと。
 - エ 尾道市公会堂の跡地を活用することで仮設庁舎の建設等が不要になり、庁舎整備に要する費用を大きく節減できること。

2 庁舎整備に係る附帯意見

- (1) 新庁舎の規模は、市民の使いやすさ、職員の働きやすさに配慮した上で、コンパクトなものとすることが望ましい。
- (2) 尾道市公会堂の代替機能は、その要否を含め広く意見を聴いた上で、時間をかけて検討することが望ましい。
- (3) 庁舎整備の詳細を検討するに当たっては、尾道市庁舎整備検討委員会が出された上記以外の意見についても参考とするとともに、パブリックコメントの実施などにより、さらに市民の意見を取り入れながら進めることが望ましい。